

2025年度 慶應義塾大学 学問のすゝめ奨学金 募集要項

本奨学金は、慶應義塾大学の学部第1学年に入学を強く希望する**首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外の日本国内の高等学校等出身者**で、人物および学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により本学への入学に困難を来している受験生に対し、経済支援を行うことを目的とします。奨学金の用途は学費とし、**返済義務はありません**。奨学生候補者としての採否結果は**一般選抜出願前に決定**し、入学試験合格・本学への入学手続後に所定の手続をとることで正式採用となります。奨学金額は年額60万円（医学部は90万円、薬学部は80万円）です。入学初年度には、上記の金額とは別に**入学金相当額（20万円）を給付**します。また、本奨学金は毎年の審査・申請により2年目以降も継続して受給することができ、継続審査時に**前年度までの学業成績が特に優秀と認められた者は翌年度の奨学金額が増額**となります。本奨学金を希望する方は、この募集要項をよく読み、必要な申請手続きを行ってください。

1. 奨学金額・給付期間

■奨学金額 年額60万円（医学部は年額90万円、薬学部は年額80万円）（※1）

***入学初年度は上記の金額に入学金相当額（20万円）を加算**

***入学2年目以降は成績優秀者の奨学金額を以下のとおり増額**

医学部 年額150万円、薬学部 年額120万円、理工・総合政策・環境情報・看護医療学部
年額90万円、その他学部 年額80万円

■給付期間 入学後最長4年間（医学部・薬学部薬学科は最長6年間）（※2）

- ※1 採用された学生が、国による「高等教育の修学支援新制度」の対象となる場合は、奨学金額が変わります。（→8.「高等教育の修学支援新制度」の対象の方へ）。詳細は選考結果に同封する案内を確認してください。
- ※2 入学2年目以降も継続して本奨学金の受給を希望する場合は、所定の期間内に継続申請を行い、審査を受ける必要があります。**前年度までの学業成績・前年度報告書等に基づいた審査を毎年受けることで、標準修業年限までの継続受給が可能です。**審査により学業成績優秀と認められた場合、翌年度の奨学金額が増額となります。学業成績が一定の水準に達していない場合、奨学金の受給を継続できないことがあります。

2. 採用候補者数

550名以上

3. 申請資格

以下の①～⑥のすべての条件を満たしていること。

- ①**東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外**の日本国内の高等学校等を卒業（修了）した者、または2025年3月に卒業（修了）見込みの者（※3）
 - ②本学の第1学年に入学を強く希望する者で、本学の2025年度一般選抜に出願予定の者
 - ③卒業した、または卒業見込みの高等学校等より、調査書の発行が受けられる者
 - ④父母の「令和6年度（令和5年分）の所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した金額が**給与・年金収入金額1,200万円未満（税込）、事業所得金額792万円未満（税込）の者**（※4）
 - ⑤上記の高等学校等の教員より推薦を得られる者
 - ⑥家族が東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外**の日本国内に居住し、入学後、自宅外から通学する**予定の者（※5）
- ※3 高等学校（特別支援学校の高等部を含む）もしくは中等教育学校、高等専門学校第3学年、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科

学大臣が定める日以降に修了した者、および 2025 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。なお、高等学校卒業程度認定試験（旧規程による大学入学資格検定を含む）合格者は本奨学金の対象外です。

- ※4 住民税や保険料等の控除前の総支給金額をさします。父母以外の者が生計維持者の場合は、その者についての給与・年金収入、事業所得で判定します。複数種類の収入・所得がある場合は、収入ごと、所得ごとにそれぞれ合算して総合的に判定します。
- ※5 家族とは、原則として、主たる生計維持者である親とその血縁関係にある者を中心として構成される集団を指します。家族が生活の中心をなす場所を自宅としますが、これはいわゆる実家のことで、家族の大多数が居住している場所を指します。よって、主たる生計維持者の父親が単身赴任しているような場合でも、自宅とはいわゆる実家のことを指します。また、自宅外とは、大学に通学するために合理的な場所（首都圏に限る）に居住することを指します。なお、生計維持者と同居する場合は自宅外通学に該当しません。

4. 申請方法・申請期間・提出先

■申請方法

所定の申請期間に下記提出先まで申請書類を**角形 2 号封筒で簡易書留にて郵送**してください。書類の準備にあたっては、「**5. 申請書類の作成方法・注意点**」を**必ず確認**してください。申請書・推薦書の様式は本学 HP からダウンロードできます（<https://www.students.keio.ac.jp/other/prospective-students/scholarship-gakumon.html>）。

- ①学問のすゝめ奨学金 申請書（様式 1 - 1, 様式 1 - 2）
- ②学問のすゝめ奨学金 推薦書（様式 2）
- ③出身高等学校等の調査書
- ④父母両方の「令和 6 年度（令和 5 年分）所得証明書」
- ⑤収入に関する証明書（2023 年 1 月 2 日以降に就職・転職・減給・再雇用・退職・廃業等の理由により年収が著しく変わった場合にその理由と現在の年収が分かる書類を提出）
- ⑥返信用封筒（長形 3 号の封筒）

■申請期間

2024 年 10 月 28 日（月）～2024 年 11 月 25 日（月）当日消印有効

■提出先

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学学生部福利厚生支援担当
「学問のすゝめ奨学金」係

5. 申請書類の作成方法・注意点

①学問のすゝめ奨学金 申請書【所定様式・全員提出】

（様式 1 - 1）

- ・「保証人氏名（自署）」欄は、**必ず父母のいずれか（父母ともいない場合は父母に代わって家計を支えている者）が自署**をしてください。**それ以外の欄は、全て申請者本人が記入**してください。本人以外の代筆は認められません。
- ・「本人との関係」欄は、申請者からみた続柄を記入してください。
- ・「保証人情報」の「連絡先」欄は、本人と同じであっても「同上」とせず記入してください。
- ・母子父子家庭の場合は、「保証人等の収入状況」欄は生計をともにしている父母のどちらか一方の情報のみ記入のうえ、「父・母が死亡・生別・未婚の場合」欄に年月および事由を記入してください。

（様式 1 - 2）

- ・**全て本人が自筆で記入**してください。記入時は黒又は青のボールペンを使用してください（消せるボールペンの使用は不可）。本人以外の代筆は認められません。
- ・記入を誤った場合は二重線で消し（訂正印不要）、各欄内に正しい事項を記入してください（修正液や修正テープ等の使用は不可）。

②学問のすゝめ奨学金 推薦書（様式2）【所定様式・全員提出】

- ・卒業した、または卒業見込みの高等学校等の教員が記入・自署し、**厳封してください。**
- ・申請者本人を良く知る教員（例：担任、部活動顧問、指導主任等）からの推薦とします。
- ・記入にあたってはワープロ使用を認めますが、署名欄は必ず黒又は青のボールペン（消せるボールペン不可）を使用し、自筆で記入してください。
- ・記入を誤った場合は二重線で消し（訂正印不要）、各欄内に正しい事項を記入してください（修正液や修正テープ等の使用は不可）。

③出身高等学校等の調査書【全員提出】

- ・学校長が作成し、**厳封してください。**
- ・過去に複数の高等学校等に在籍し、卒業した、または卒業見込みの高等学校の調査書に全期間の成績が記載されていない場合は、その前に在籍した高等学校の調査書もあわせて提出してください。
- ・本奨学金への申請で提出いただいた調査書を一般選抜の出願書類として転用することはできません。

④父母両方の「令和6年度（令和5年分）所得証明書」原本【全員提出】

- ・2024年1月1日現在に世帯所在地のある市区町村役所で発行される原本を提出してください。
- ・本資料は、所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。所得証明書の名称は市区町村により異なりますが、市区町村役所には、これらの事項すべてが必ず明記されるように申請してください。税務署で発行される納税証明書では受付できません。また、収入金額等が“*****（アスタリスク）”等で目隠しされているものや、家族全員が一枚で証明されているもの、課税・非課税のみの証明のものは受付できません。
- ・**所得の有無に関わらず提出してください。収入が0円の場合でも、収入0円・総所得0円と記載されたものが必要となります。**また、パート勤務等で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。
- ・父母以外の者が主たる生計維持者の場合は、その者の所得証明書も併せて提出してください。

⑤収入に関する証明書類【該当者のみ提出】

- ・2023年1月2日以降に就職・転職・減給・再雇用等となり、所得証明書に現在の職業の丸1年分の収入額が記載されていない場合、④の所得証明書に加え**その理由と現在の年収が分かる書類**を提出してください。（例：勤務先発行の年収見込証明書（原本）、直近3ヶ月分の給与明細のコピー（余白に「賞与の有無」を記入し、賞与がある場合は給与の何か月分か明記））
- ・2023年1月2日以降に退職・廃業し、現在も無職の場合には、④の所得証明書に加え「退職証明書」「離職票」「雇用保険受給資格者票」「廃業証明書」等（いずれもコピー可）を提出してください。

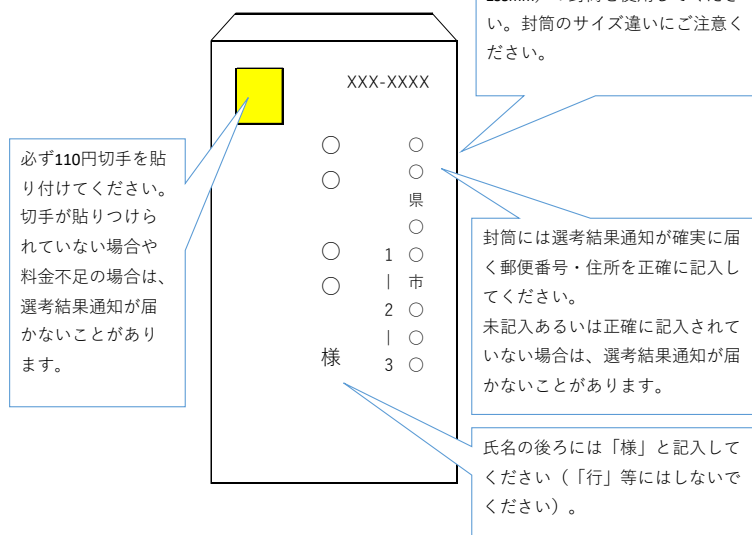
⑥返信用封筒（長形3号の封筒）

【全員提出】

- ・「選考結果通知」の発送のために使用します。定型封筒（長形3号）を各自ご用意ください。封筒の宛先に申請者本人の郵便番号・住所・氏名（必ず後ろに「様」と記入）を明記してください。
- ・**封筒には110円切手を貼付してください。**
- ・「選考結果通知」が**確実に届く住所を記入してください。**郵便料金不足や氏名・住所に誤りがある場合、通知が届かないことがあります。本学では通知が届かないことによる責任は一切負いませんので、十分ご注意ください。

<返信用封筒表面の見本>

（封筒の裏面には何も記入しないでください）



- * 上記の書類を①～⑥の順番で全て揃え、**角形 2 号封筒（A4 用紙を折らずに入る大きさ）に入れて簡易書留にて「4. 申請方法・申請期間・提出先」に記載の提出先に郵送してください。**書類に不備・不足がある場合は選考対象から外れる場合があります。
- * 書類はマイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- * **提出書類はいかなる理由であっても返却いたしません。また、一度提出いただいた書類への追加・差替えはできません。**

6. 採用候補者の選考・結果発表

学業成績・家計状況・推薦内容等に基づき書類審査を行い、奨学生候補者を決定します。志望学部を問わず、出身高等学校等の所在地の地域ブロック単位で選考を行います。

選考結果は、返信用封筒を用いて **2024 年 12 月末までに申請者全員に通知**します。

(参考) 地域ブロック

ブロック	対象の道・府・県（出身高等学校等の本部所在地※ただし通信制の高等学校等に所属している場合は居住地）
北海道・東北ブロック	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北関東・甲信越ブロック	茨城・栃木・群馬・新潟・山梨・長野
北陸・東海ブロック	富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿ブロック	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国・四国ブロック	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄ブロック	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

7. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件・採用後の義務

採用候補者として決定した後、本奨学生として正式採用され、奨学金を受給するためには以下①②の条件を満たすことが必要です。詳細については、選考結果通知時にお知らせいたします。

- ①2025 年度一般選抜を受験・合格し、慶應義塾大学に入学すること。
- ②入学後、所定の期間内（2025 年 4 月上旬を予定）に慶應義塾大学の在籍キャンパス奨学金担当窓口にて所定の手続を行うこと。

正式採用後、奨学金の給付は 2025 年 5 月末・10 月末を予定しています（春学期分・秋学期分を年 2 回に分けて年額の半額を給付）。

奨学生は、大学が開催する奨学金授与証交付式・奨学生交流会等の会合に出席する義務があります。正当な理由なく欠席した場合は、奨学金の給付を休止もしくは取り消すことがあります。

8. 「高等教育の修学支援新制度」の対象の方へ（※該当者のみ）

本奨学金に採用された学生が、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となっている場合、**本奨学金の給付額の上限は、学校納付金（※6）から「高等教育の修学支援新制度」による減免額を差し引いた金額**とします。本奨学金と「高等教育の修学支援新制度」との併用により、**学部・支援区分によっては実質“無料”での入学が可能となります（※7）。**なお、次に記載する例における学費は 2024 年度の金額による試算となります。

<例 1> 「高等教育の修学支援新制度」区分Ⅰに該当する場合（経済学部 1 年生）

- ・ 経済学部 1 年生の学校納付金：1,400,000 円
（内訳：入学金 200,000 円、学費 1,200,000 円）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免額：900,000 円
（内訳：入学金 200,000 円、学費 700,000 円の減免）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免適用後の学校納付金：500,000 円
（内訳：入学金 0 円、学費 500,000 円）
- ・ **学問のすゝめ奨学金給付額：500,000 円（内訳：入学金相当額 0 円、学費充当分 500,000 円）**
→実質負担額：0 円

<例 2> 「高等教育の修学支援新制度」区分Ⅱに該当する場合（理工学部 1 年生）

- ・ 理工学部 1 年生の学校納付金：1,960,000 円
（内訳：入学金 200,000 円、学費 1,760,000 円）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免額：600,100 円
（内訳：入学金 133,400 円、学費 466,700 円の減免）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免適用後の学校納付金：1,359,900 円
（内訳：入学金 66,600 円、学費 1,293,300 円）
- ・ **学問のすゝめ奨学金給付額：666,600 円（内訳：入学金相当額 66,600 円、学費充当分 600,000 円）**
→実質負担額：693,300 円

<例 3> 「高等教育の修学支援新制度」区分Ⅲに該当する場合（商学部 1 年生）

- ・ 商学部 1 年生の学校納付金：1,400,000 円
（内訳：入学金 200,000 円、学費 1,200,000 円）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免額：300,100 円
（内訳：入学金 66,700 円、学費 233,400 円の減免）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免適用後の学校納付金：1,099,900 円
（内訳：入学金 133,300 円、学費 966,600 円）
- ・ **学問のすゝめ奨学金給付額：733,300 円（内訳：入学金 133,300 円、学費充当分 600,000 円）**
→実質負担額：366,600 円

<例 4> 「高等教育の修学支援新制度」区分Ⅳ（理工農系）に該当する場合（理工学部 1 年生）

- ・ 理工学部 1 年生の学校納付金：1,960,000 円
（内訳：入学金 200,000 円、学費 1,760,000 円）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免額：300,100 円
（内訳：入学金 66,700 円、学費 233,400 円の減免）
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免適用後の学校納付金：1,659,900 円
（内訳：入学金 133,300 円、学費 1,526,600 円）
- ・ **学問のすゝめ奨学金給付額：733,300 円（内訳：入学金相当額 133,300 円、学費充当分 600,000 円）**
→実質負担額：926,600 円

<例 5> 入学 2 年目の継続手続きで成績優秀と認められ、「高等教育の修学支援新制度」区分Ⅰに該当する場合（総合政策学部 2 年生）

- ・ 総合政策学部 2 年生の学校納付金：1,460,000 円
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免額：700,000 円
- ・ 「高等教育の修学支援新制度」による減免適用後の学校納付金：760,000 円
- ・ **学問のすゝめ奨学金給付額：760,000 円**
→実質負担額：0 円

- ※6 ここでいう「学校納付金」とは、入学金および学費（在籍基本料・授業料・施設設備費・実験実習費の合計額）を指します。上記の費用以外に、別途「その他の費用」を徴収します。学校納付金の詳細については慶應義塾大学 HP を参照してください。<https://www.keio.ac.jp/ja/admissions/fees/>
- ※7 文学部・経済学部・法学部・商学部、住民税非課税世帯の場合。なお、「高等教育の修学支援新制度」の支援区分は半期ごとに見直される場合があります。「高等教育の修学支援新制度」の詳細については文部科学省 HP を参照してください。https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

9. 申請にあたっての注意点

- ・ **本奨学金の申請や選考は、一般選抜の合格に一切影響することはありません。**また、本奨学金の候補者としての決定は、一般選抜の合格を保証するものではありません。
- ・ 書類の到着確認および選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 本奨学金の候補者に採用されても、他大学との併願、他大学への入学を制限することはありません。また、本奨学金の候補者に採用された学生が、一般選抜に合格したにもかかわらず、入学を辞退しても、翌年以降その出身高等学校からの申請や推薦入試等に影響が及ぶことはありません。
- ・ 一般選抜以外の入試制度で合格して入学する場合には、本奨学金を受けることはできません。
- ・ 本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた氏名・住所その他の個人情報については、本奨学金の選考・決定、本学の奨学金業務における調査、研究、分析にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ・ 入学後、他の奨学金を申請することは可能です。ただし、申請条件は併用となる他の奨学金の定める基準に準じます。
- ・ 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求められます。
 - ①学則に基づく休学、退学、停学または原級(留年)等の場合
 - ②申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
 - ③その他奨学生として不適格と認められた場合

10. お問い合わせ先

慶應義塾大学 三田キャンパス 学生部福利厚生支援担当
TEL : 03-5427-1570 (月曜日～金曜日 8:45～16:45)
E-mail : lifeshogaku@info.keio.ac.jp